

ながさき元気づくり応援助成金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 7 月 9 日

長崎市長 鈴木 史 朗



ながさき元気づくり応援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎市よかまちづくり基本条例（平成27年長崎市条例第39号）の趣旨にのっとり、地域力の向上及び地域の芸術文化活動等の振興に資するため、市内の地域団体又は市民活動団体等が市内で実施する自主的かつ主体的なまちづくり活動に対し、予算の範囲内において、ながさき元気づくり応援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、自治会と連携した事業であること。

- (1) 地域課題又は社会的課題の解決を図る事業であって、地域活性化に資するもの
- (2) 地域の芸術文化活動等の振興に資するもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は助成対象事業としない。

- (1) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とする事業
- (2) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (3) 公の秩序を乱し、又はそのおそれがある事業
- (4) 法令等に違反し、又はそのおそれがある事業
- (5) 第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害する事業
- (6) 調査又は研究のみを目的とする事業
- (7) その他市長が適当でないと認める事業

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市内の地域団体又は市民活動団体等で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 団体の運営に関する定款、規約、会則等が定められていること。
- (2) 適正な会計処理が行われていること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費とする。ただし、当該経費で国、県その他地方公共団体等から補助金、負担金その他これらに類するもの（以下この条において「補助金等」という。）の交付を受ける場合は、当該経費から交付を受ける補助金等の対象経費に相当する額を控除した額を助成対象経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は助成対象経費に含まないものとする。

- (1) 団体の運営に要する経常的な経費
- (2) 飲食に要する経費
- (3) 返礼品等（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項又は、第314条の7第2項に規定する総務大臣が定める基準に適合する物品又は役務をいう。以下同じ。）の発送に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費
（助成対象事業の公募）

第5条 市長は、助成対象事業を公募するものとする。

2 前項の規定による公募の申込みをしようとする者は、市長が別に定める日までに、ながさき元気づくり応援助成事業応募申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ながさき元気づくり応援助成事業実施計画書（第2号様式）
- (2) ながさき元気づくり応援助成事業収支計画書（第3号様式）
- (3) 定款、規約又は会則等の写し
- (4) 前年度の事業報告書及び収支決算書の写し（前年度に事業を実施している場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定により公募する事業は、当該事業への充当を目的として寄附を行った者に対し、返礼品等（本市に住所を有しない者に限る。）又は助成対象事業による成果品（市長が適当と認めるものに限る。）を贈呈する事業を対象とすることができる。

（助成金の額及び助成金の交付の回数）

第6条 助成金の額は、助成対象経費の全額とし、寄附の合算額を上限と

する。

- 2 前項の寄附は、当該寄附の募集を開始した日から3月を経過する日までに募集するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、再度募集することができる。

- 3 助成金の交付の回数は、同一年度内において、同一助成対象者（第11条第2項の規定により交付の変更承認を受けた者を除く。）につき1回を限度とする。

（助成対象事業の決定）

第7条 市長は、助成対象事業の決定に当たっては、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）及び長崎市類型の附属機関に係る審査会規則（令和元年長崎市規則第52号）に基づき設置する審査会の意見を聴くものとする。

- 2 前項の規定により助成対象事業とすることを決定したときはながさき元気づくり応援助成事業決定通知書（第4号様式）により、助成対象事業としないことを決定したときはながさき元気づくり応援助成事業非決定通知書（第5号様式）により、通知するものとする。

（交付の申請）

第8条 規則第22条の規定により、助成金の交付の申請は、規則第3条第1項の申請書に代えて、ながさき元気づくり応援助成金交付申請書（第6号様式）によるものとする。

- 2 規則第3条第1項の期日は、助成対象事業を実施する日から起算して15日前の日とする。
- 3 規則第3条第1項第1号の書類は、ながさき元気づくり応援助成事業実施計画書とし、同項第2号の書類は、ながさき元気づくり応援助成事業収支計画書とする。

4 規則第3条第2項の規定により、第5条第2項の規定により提出した書類から変更がない場合は、前項の書類及び規則第3条第1項第3号の書類は、省略するものとする。

5 助成金を申請しようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第30条に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（決定の通知）

第9条 規則第22条の規定により、助成金の交付の決定の通知は、規則第6条第1項の通知書に代えて、ながさき元気づくり応援助成金交付決定通知書（第7号様式）によるものとする。

（助成金の交付）

第10条 規則第15条第1項ただし書の規定により、助成金（助成対象事業完了後に請求書の提出があった場合を除く。）は、概算払により交付することができる。

2 規則第15条第2項の請求書は、ながさき元気づくり応援助成金交付請求書（第8号様式）とする。

（交付の変更又は中止）

第11条 規則第22条の規定により、助成対象事業を変更し、又は中止する場合の申請は、規則第5条第3項の申請書に代えて、ながさき元気

づくり応援助成事業変更・中止承認申請書（第9号様式）によるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、ながさき元気づくり応援助成事業変更・中止承認通知書（第10号様式）により助成対象者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 規則第7条第1項の別に定める期日は、第9条の規定による通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（実績報告）

第13条 規則第12条の別に定める期日は、助成対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 規則第22条の規定により、助成金の実績報告は、規則第12条の報告書に代えて、ながさき元気づくり応援助成金実績報告書（第11号様式）によるものとする。

- 3 規則第12条第1号の書類は、ながさき元気づくり応援助成事業収支報告書（第12号様式）とする。

- 4 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) ながさき元気づくり応援助成事業実施報告書（第13号様式）
- (2) 助成対象経費の支出が確認できる領収書等の証拠書類の写し
- (3) 助成対象経費に係る活動が確認できる写真等の証拠書類

（助成金の額の確定）

第14条 規則第22条の規定により、助成金の額の確定は、規則第13

条の通知書に代えて、ながさき元気づくり応援助成金交付額確定通知書
(第14号様式) によるものとする。

(助成金の返還)

第15条 規則第17条の規定により助成金の返還の請求は、ながさき元気づくり応援助成金返還請求書(第15号様式) によるものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第19条第2号又は第3号に掲げる別に定めるものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。) に定められた資産とする。

2、規則第19条ただし書の市長が別に定める期間は、省令に定められた資産の耐用年数とする。

(消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第17条 第8条第5項ただし書の規定により助成金の交付の申請をした者は、助成対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、仕入れに係る消費税等相当額報告書(第16号様式) により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該仕入控除税額があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

-
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに助成金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

長 崎 市 長 あて

団 体 名 _____

代表者役職・氏名 _____ 印

ながさき元気づくり応援助成事業応募申請書

ながさき元気づくり応援助成事業として助成を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり応募します。

1 事業名 _____

2 申請額 _____ 円

3 添付書類

4 団体の概要

(フリガナ) 団 体 名				
代表者氏名	(フリガナ) 氏 名			生 年 月 日
	住 所			
所 在 地	住 所			
	TEL		FAX	
連絡責任者	氏 名			
	住 所			
	TEL		FAX	
	E-mail			
主な活動実績				
前年度事業の決算額		年度 円		
直近のながさき元気づくり応援 補助成金の申請実績		無 ・ 有 (採択・不採択)		
直近の他のクラウドファン ディングの活用実績		無 ・ 有 ()		

5 組織図

事業実施の組織図

第2号様式（第5条関係）

ながさき元気づくり応援助成事業実施計画書

団 体 名

事業名	
解決すべき地域課題 又は社会的課題	
事業の目的	
事業の期間	
事業内容の概要 (200字～250字程度)	
スケジュールと事業内 容の詳細	
地域にもたらされる効 果	
事業の特長	
次年度以降の展望等 中長期的な計画	
寄附者への返礼品	無 ・ 有

第3号様式（第5条関係）

ながさき元気づくり応援助成事業収支計画書

団 体 名 _____

1 収支予算書

総事業費（A）	円
助成対象経費（B）	円
助成対象外経費（C）	円
助成申請額（D）	円

項 目		具体的な内容	金額（円）	内訳（積算根拠）
収 入	助成金（D）			
	合計（A）			
支 出	助成対象経費			
		小計（B）		
	助成対象外経費			
		小計（C）		
	総事業費（A）			

2 その他確認事項

助成申請額を減額して採択された場合に 助成事業として事業を実施しますか。	(はい ・ いいえ)
---	--------------

3 他の助成金への申請

今年度における他の助成 制度への申請について	1 無 2 有 (結果待ち ・ 助成決定)
申請先	
助成制度名	
助成金額	円
助成期間	年 月から 年 月まで
昨年度における他の助成 制度からの助成について	1 助成を受けていません 2 助成を受けました
申請先	
助成制度名	
助成金額	円
助成期間	年 月から 年 月まで

第4号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

団 体 名
代表者氏名

様

長崎市長



ながさき元気づくり応援助成事業決定通知書

年 月 日付けで申請のあったながさき元気づくり応援助成事業について、次のとおり助成対象事業として決定したので、ながさき元気づくり応援助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 助成対象事業名 _____

2 交付額について

交付額は、寄附受入期間内に当該事業を指定して行われた寄附額につき、交付決定手続を経て交付する。諸手続に当たっては、市の指示に従うこと。

第5号様式（第7条関係）

第 年 月 号
日

団 体 名
代表者氏名

様

長崎市長



ながさき元気づくり応援助成事業非決定通知書

年 月 日付けで申請のあった次の事業については、ながさき元気づくり
応援助成事業としないことを決定したので、ながさき元気づくり応援助成金交付
要綱第7条第2項の規定により通知します。

事 業 名

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

長 崎 市 長 あて

団 体 名

代表者役職・氏名



ながさき元気づくり応援助成金交付申請書

年 月 日付け第 号の通知による助成対象事業について、次のとおり交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 助成対象事業名

2 交付申請額

円

第7号様式（第9条関係）

第 年 月 日

団 体 名
代表者氏名 様

長崎市長



ながさき元気づくり応援助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったながさき元気づくり応援助成金について、次のとおり交付を決定したので、ながさき元気づくり応援助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 助成対象事業名 _____

2 助成金交付決定額 _____ 円

3 交付条件

(1) 実績報告の提出

団体の代表者は、助成事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、ながさき元気づくり応援助成事業実績報告書（第11号様式）を市長に提出すること。

(2) その他

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

長 崎 市 長 あて

団 体 名 _____

代表者役職・氏名 _____ 印

ながさき元気づくり応援助成金交付請求書

年 月 日付け第 号により交付決定通知を受けたので、次の金額
を請求します。

請求額 _____ 円

第9号様式（第11条関係）

年 月 日

長 崎 市 長 あて

団 体 名

代表者役職・氏名



ながさき元気づくり応援助成事業変更・中止承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた助成対象事業の変更・中止について、ながさき元気づくり応援助成金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 変更・中止の内容

2 変更・中止の理由

第10号様式（第11条関係）

第 年 月 号
年 月 日

団 体 名
代表者氏名 様

長崎市長



ながさき元気づくり応援助成事業変更・中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった助成対象事業の変更・中止について、ながさき元気づくり応援助成金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

変更・中止の内容

第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

年 月 日

長 崎 市 長 あて

団 体 名 _____

代表者役職・氏名 _____ 印

ながさき元気づくり応援助成金実績報告書

ながさき元気づくり応援助成金の交付を受けた助成対象事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 助成対象事業名 _____

2 助成金の交付額 _____ 円

第 1.2 号様式 (第 1.3 条関係)

ながさき元気づくり応援助成事業収支報告書

団 体 名 _____

1 収支決算書

総事業費 (A)	円
助成対象経費 (B)	円
助成対象外経費 (C)	円
助成金額 (D)	円

項 目		具体的な内容	金額 (円)	内訳 (積算根拠)
収 入	助成金 (D)			
	合計 (A)			
支 出	助 成 対 象 経 費			
		小計 (B)		
	助 成 対 象 外 経 費			
		小計 (C)		
	総事業費 (A)			

第13号様式（第13条関係）

ながさき元気づくり応援助成事業実施報告書

団 体 名

事業名	
事業の日程	年 月 日（開始）～ 年 月 日（完了）
事業内容の概要 (200字～250字程度)	
事業実施日時及 び事業内容の詳細	
事業の成果	
課題及び今後の 展望	

第 1 4 号様式 (第 1 4 条関係)

第 年 月 日

団 体 名
代表者氏名

様

長崎市長



ながさき元気づくり応援助成金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったながさき元気づくり応援助成金については、提出された実績報告書に基づき審査し、次のとおり確定したので、ながさき元気づくり応援助成金交付要綱第 1 4 条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------------|---------|
| 1 確 定 助 成 金 額 | _____ 円 |
| 2 交付決定助成金額 | _____ 円 |
| 3 返 還 金 額 | _____ 円 |

第 1 5 号様式 (第 1 5 条関係)

第 年 月 日

団 体 名
代表者氏名 様

長崎市長



ながさき元気づくり応援助成金返還請求書

年 月 日付け第 号で確定したながさき元気づくり応援助成金については、ながさき元気づくり応援助成金交付要綱第 1 5 条の規定により、次のとおり助成金の返還を請求します。

記

1 返還金額 _____ 円

2 返還期限 _____ 年 月 日

第16号様式（第17条関係）

年 月 日

長 崎 市 長 あて

住所

氏名

（団体の場合は、団体氏名及び代表者氏名）

仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知（又は確定通知）がなされた助成金に係る仕入に係る消費税等相当額について、ながさき元気づくり応援助成金交付要綱第17条の規定により、次のとおり報告します。

- | | |
|---|---|
| 1 助成金額（市が交付決定通知（又は確定通知）により通知した額） | 円 |
| 2 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 助成金返還相当額（3－2） | 円 |
| 5 仕入に係る消費税等相当額の積算内訳 | |